

議案第 1 1 8 号

所沢市保健所設置検討委員会条例制定について

所沢市保健所設置検討委員会条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

所沢市保健所の設置に関する調査及び審議を行わせるため、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、所沢市保健所設置検討委員会を設置いたしたく、本案を提案するものである。

所沢市保健所設置検討委員会条例

(設置)

第1条 所沢市保健所の設置に関する調査及び審議を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市保健所設置検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 所沢市保健所設置基本計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 医療関係団体の代表者
- (3) 保健、衛生又は福祉に関する活動を行う団体の代表者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市民医療センター倫理審査委員会委員の項の次に次のように加える。

保健所設置検討委員会委員	日額	7,900円
--------------	----	--------